1 豊行(情運) 第 7 号 令和 2 年 3 月 2 7 日

豊橋市長 佐 原 光 一 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会 会長 佐 野 真一郎

個人情報の本人以外からの取得及び利用目的以外の目的のための提供について (答申第23号)

令和2年2月20日付け1豊こ第73号にて諮問のあった案件について、下記のと おり答申する。

記

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号)附則第5項において、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、その疑いがある場合に適切に対応するためには、臓器提供を行う医療機関等から臓器提供者となる可能性がある児童又はそのきょうだいに関する個人情報(氏名、性別、生年月日等)を豊橋市が取得すること及び豊橋市から当該児童又はそのきょうだいに関する個人情報(氏名等のほかに、虐待相談としての対応経過の有無等)を臓器提供を行う医療機関等へ提供することが公益上必要であり、当該情報を利用しなければ、適正かつ適切な臓器提供の実施に資さないと考えられる。

よって、実施機関が個人情報を取得することについて相当な理由がある(豊橋市個人情報保護条例第4条第2項第8号)と認め、また、取得した個人情報を臓器提供を行う医療機関等に提供することについて特別の理由がある(同条例第9条第2項第6号)と認める。

ただし、実施機関においては、24時間体制の情報提供の必要性について検討されたい。